

秋田県優良建設産業表彰要綱

(表彰の目的)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する工事及び業務において、優秀な受注者及び技術者を表彰することにより、技術の向上を図り、もって良質な社会資本の整備を推進することを目的とする。

(表彰の名称)

第2条 表彰の名称は、次のとおりとする。

- (1) 秋田県優良工事表彰
- (2) 秋田県優良業務表彰

(特別表彰)

第3条 単独の県内企業として、秋田県優良工事表彰又は秋田県優良業務表彰の5回目、10回目、15回目、又は20回目の受賞者に対し表彰するものとする。

(対象工事又は業務)

第4条 前年度に秋田県工事成績評定を行った工事、又は秋田県委託業務成績評定を行った業務のうち、別表第1に定める審査基準をすべて満たす者の中から選考する。

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、審査幹事会の報告に基づいて協議し、被表彰者を決定するものとする。

2 選考委員会の構成は別表第2のとおりとする。

(審査幹事会)

第6条 審査幹事会は、評価委員会の評価結果について審査及び承認し、被表彰候補者を選考委員会に報告するものとする。

2 審査幹事会の構成は別表第3のとおりとする。

(評価委員会)

第7条 評価委員会は、対象工事又は業務について評価を行い、結果を審査幹事会に報告するものとする。

2 評価委員会の構成は別表第4、別表第5、別表第6のとおりとする。

(被表彰者)

第8条 被表彰者は、企業の代表者（共同企業体の場合にあつては、構成員のそれぞれの代表者）及びその工事又は業務の担当技術者等とする。

(その他の表彰制度)

第9条 本表彰制度のほか、別途定める要領に基づき、次の表彰を設けるものとする。

- (1) 秋田県優良工事地域振興局長表彰
- (2) 秋田県建設産業活性化センター長表彰

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。
- 2 秋田県優良工事表彰要綱、秋田県優良工事表彰要綱の運用事項、秋田県優良業務表彰要綱、秋田県優良業務表彰実施要領及び秋田県優良業務表彰実施要領の運用事項は、廃止する。

別表第1

| 審査基準 |
|---------------------------------|
| (1) 当該工事又は業務の成績が優秀であること。 |
| (2) 当該企業が行った工事又は業務の成績が良好であること。 |
| (3) 当該企業において労働災害がないこと。 |
| (4) 関係法令等を遵守し、他の模範とされる企業であること。 |
| (5) 県が出資等を行っている企業でないこと。 |
| (6) 県内企業であること（業務の土木設計業務部門を除く）。 |
| (7) 同一工種又は部門において同一企業が複数受賞しないこと。 |
| (8) 技術的工夫余地の大きな工事又は業務であること。 |

別表第2 選考委員会

| 区 分 | 構 成 員 |
|---------|-------------|
| 選考委員長 | 副 知 事 |
| 選 考 委 員 | 総 務 部 長 |
| | 農 林 水 産 部 長 |
| | 建 設 部 長 |
| | 出 納 局 長 |
| 事 務 局 | 技 術 管 理 課 |

別表第3 審査幹事会

| 区 分 | 構 成 員 |
|-------|---|
| 幹 事 長 | 建 設 部 次 長 |
| 幹 事 | 秋 田 県 入 札 制 度 適 正 化 推 進 委 員 会 技 術 専 門 部 会 員 |
| | 農 林 水 産 部 次 長 |
| 事 務 局 | 技 術 管 理 課 |

別表第4 優良工事表彰評価委員会（地域振興局）

| | |
|-----|---|
| 委員長 | 各地域振興局長 |
| 委員 | 総務企画部長 農林部長 建設部長 関係所長及び委員長が指名した者 |
| 事務局 | 各地域振興局建設部 |

別表第5 優良工事表彰評価委員会（本庁）

| | |
|-----|---|
| 委員長 | 技術管理課長 |
| 委員 | 道路課長 河川砂防課長 営繕課長 農地整備課長 森林環境保全課長 委員長が指名した者 |
| 事務局 | 技術管理課 |

別表第6 優良業務表彰評価委員会

| | |
|-----|---|
| 委員長 | 技術管理課長 |
| 委員 | 道路課長 河川砂防課長 営繕課長 農地整備課長 森林環境保全課長 委員長が指名した者 |
| 事務局 | 技術管理課 |